院内がん登録とは、がん登録等の推進に関する法律（平成28年1月1日施行）および院内がん登録実施に係る指針（厚生労働省告示第470号）に基づくもので、自施設でがんの診断や治療を受けた全患者についてのがんの診断、治療、予後に関する情報を登録することにより、がん診療の実態把握、診療の質の向上、がん患者の支援等に役立てるものです。

当院では、院内がん登録を行っており、登録作業は国立がん研究センターの院内がん登録実務者に合格した認定者（中級・初級）にて、医師の協力のもと行っております。また、2016年1月1日診断症例からの「全国がん登録」も併せて実施しております。収集された情報は、下記の目的に利用・提供いたします。

- 院内がん登録データの国立がん研究センターへの情報提供
- 全国がん登録事業を行う都道府県への情報提供
- がん患者さんの生存率計測
- 自施設のがん医療の実態把握
- がんに関する医療活動の評価資料（統計）の作成および提供
- 診療活動の支援、研究、教育のための資料提供

◎『がん登録』については国立がん研究センター がん情報サービスをご覧ください。

◎『がん登録等の推進に関する法律』については厚生労働省ホームページをご覧ください。

個人情報保護について

院内がん登録により得た情報は、当院のプライバシーポリシーに従い、取り扱いに十分配慮するとともに、「がん登録等の推進に関する法律」にて、個人情報保護や管理、罰則に対する規定が厳しく定められており、これを遵守しております。

国立がん研究センターによる院内がん登録全国収集データの二次利用について院内がん登録のデータは、全国の施設におけるがん医療の実態把握のために、提供元以外の施設では個人が識別できない状態のデータとして国立がん研究センターに提出されていますが、当該データの二次的な利用についてオプトアウトの機会が提供されていますので、オプトアウトを希望される場合は、下記の対応窓口までご連絡ください。

受付窓口：初診会計窓口代表電話 0896-58-2222

◎ 院内がん登録二次利用についてのオプトアウト患者説明書は2.3ページをご覧ください。

院内がん登録について
～がん医療の向上のために～

◆ 院内がん登録とは

がんと診断された患者さんの基礎的なデータを病院として集積し、がん診療の実態を明らかにするしくみです。「がん登録等の推進に関する法律」では、がん診療に重要な役割を担う施設での努力義務とされています。院内がん登録は法律に基づき各施設において実施され、毎年、国立がん研究センターに氏名などの個人識別情報を削除した上で提出、全国の病院における診療件数などの集計が報告書として公表されています。

院内がん登録についてお知りになりたい方は、以下のURLあるいは2次元バーコードを使って「がん情報サービス」をご覧ください。

◆ 院内がん登録３つのメリット

1. 病院ごとの特徴や課題が明らかになり医療の質向上や研究の資料になる
2. 国や地方公共団体ががん対策を計画・実施する際の根拠となる
3. 集計を使って受診先選択の参考とすることができる

◆ 院内がん登録全国収集データの二次利用について

国立がん研究センターに提出された院内がん登録データは報告書を作成するだけでなく二次利用として

①データのより詳細な集計や研究解析を行って実態を検討する

②全国規模で対象を選び病院からアンケートをお送りして意見をうかがうなどの活動を通じて、国全体で、より良いがん医療、がん対策に役立てることが期待されています。

これらの二次利用は定められた審査を経て行われるものですが、もし自分に関する情報が二次利用に使われたくない場合は当院の窓口へお申し出ください。データの管理や制度の詳細は国立がん研究センターがん情報サービスをご覧ください。必要に応じお問い合わせフォームもご活用ください。

なお、上記は全般の情報ですが、個別の研究については、各研究者の所属機関における倫理審査委員会の指示に従い情報公開等を行います。

受付窓口：初診会計窓口代表電話 0896-58-2222

院内がん登録について
https://ganjoho.jp/public/institution/registry/hospital.html

がん情報サービスお問い合わせフォーム
https://contact.ganjoho.jp/form/pub/ganjoho/contact

2023 年 3 月 10 日版

院内がん登録二次利用についてのオプトアウト患者説明書

院内がん登録は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）により、院内がん登録の実施に係る指針(厚生労働省告示第四百七十号)に即して行うこととされています。これらのデータは現在毎年、全国の施設におけるがん医療の実態把握のために、提出元が保持する対応表が無い限り個人が識別できない状態のデータとして国立がん研究センターに提出されていますが、その二次的な利用については拒否（オプトアウト）の機会が提供されています。

今回の拒否の申出について、当院のデータベースに記録するとともに、国立がん研究センターと連携して、二次利用を行わないようにいたします。手続きに際し、以下の点についてご理解のほどお願いします。

- 今回のオプトアウトは、申出をいただいた当院から国立がん研究センターに提出されたデータ分のみです。他院に受診されてその施設からのデータ提出分も拒否をされる場合は、当該医療機関へもお申し出ください。
- 現在行っている解析課題は国立がん研究センターのホームページで閲覧可能です。
- 国立がん研究センターで解析のために研究者等にデータを提供する際には提出元と結びつけられる情報は削除します。そのため、この状態になって提供済みのデータについては、追跡が不可能なため削除できません。
- オプトアウトを申出されたことによる、患者さんの診療に影響することはありません。
- データは、当院で行われた診療内容ですので、その内容については、担当の医師に直接お尋ねください。

院内がん登録の制度自体について、ご不明な点などありましたら、国立がん研究センターが運営するホームページ「がん情報サービス」をご確認ください。また、必要に応じて問い合わせフォームもご活用ください。ただし、国立がん研究センターで保有している院内がん登録は番号のみで管理しており、お問い合わせをいただいても診療やデータの内容はわかりません。また、氏名などの個人の患者さんが判別できる情報を保持しておりませんので、削除などの対応については、実際に診療を受けた病院を通して伝える必要がありますのでご注意ください。